

北朝鮮の「経済管理改善措置」と 中国の改革開放政策の比較

今村弘子

北朝鮮は2002年7月に価格改革を主とする経済管理改善措置を開始した。同措置を中国の改革開放政策と比較すると、同措置は順序を無視した改革であること、北朝鮮では金日成から金正日と政権が連綿と続いていること、北朝鮮の経済があまりに困窮しており、インセンティブ・システムが働かないことなどから、中国の改革開放政策と類似している点は少なく、北朝鮮の経済を改善させることは難しい。

[キーワード： 経済管理改善措置、中国との比較、改革の手順、ハイパー・インフレ]

1 北朝鮮の「措置」の内容

2002年7月に北朝鮮が価格改革や為替レートの切り下げなどを含む、「経済管理改善措置」（以下「措置」）を行ったとの報道がなされた。北朝鮮の「措置」について、中国の改革・開放政策と比較しながら、北朝鮮での「措置」の妥当性を考える。

02年北朝鮮が行ったとされる「措置」は、01年10月金正日が指示をだしたもので¹⁾、以下の内容が含まれる。①経済管理を大胆に修正することとし、計画については、戦略的・国家的な重要な指標は国家計画委員会が計画し、月別計画や細部の計画は地方の計画部門が計画すべきであり、②価格は上級部門の監督の下に、工場自らが制定すべしとしている。また資材供給についても、社会主義物資交流市場を組織、運営させるようにすべきであり、③（これまで）経済部門幹部らが労働力、物資、資金の浪費のいかんに関係なく生産と建設のみを行えばよいという経済管理を行ってきたが、（今後は）資金・物資・労働力投入対比実利²⁾をどれほど得たかを把握することができるようにならざるを得ない、財政計画の方法と計算体系を正しく確立し、財政が逼迫すれば生産経営活動を促すようウォン（貨幣）による統制を強化すべきである。さらに④分配の平均主義の排除、⑤賃金、無償支援の改善、⑥科学技術・情報産業の発

展、も含んでいる。

価格改革のなかで、食糧に関しては、絶対的な不足から配給制を廃止することは難しく、配給制を維持しながら価格の引上げだけを行ったようである³⁾。コメはそれまでキロ当たり0.6ウォンで農家から買い付け、0.08ウォンで販売していたために逆ザヤになっていたのを、40ウォンで購入し、43ウォンで販売することになった。もっとも0.08ウォンという販売価格の時でも実際には闇市場で、50ウォン程度で売られていたわけであるから、今回の一連の措置がとられる以前に闇市場で販売されていた食糧の価格を「闇」から表舞台の価格にしたものと思われる。闇価格が跋扈していたために、意味をなさなかった公定価格を引き上げて、実際の価格にあわせたわけである。さらに豚肉はキロ当たり「闇市場」で、実際に60～80ウォンで売られていたので、それより高い110ウォンで買付けている。価格改革は「農民市場」を閉鎖させ、国営商店の機能を取り戻すことを目的としていた。

さらに重要工業製品と輸入品の価格については高い倍率が設定されている。石炭1トンは改定以前には1500ウォンであったものを44倍に、電力は1,000kwhあたり2100ウォンを60倍に設定した⁴⁾。

価格改定に伴って新価格に相応する程度に給料を引上げることになった。給与の引き上げに関しては、炭鉱労働者の場合30倍、公務員では17～

20倍に引き上げられたようである。重労働者には厚く、非生産部門での賃上げは少なくなっている。

さらに給料を上げるかわりに家賃や水道代など基本的な生活費に関しては、これまで無料あるいはタダ同然であったものに相応の費用を支払わなければならなくなつた。市内バスの運賃は20倍の2ウォンに、住宅使用料は60m²の場合、1ヶ月で78ウォンに、暖房使用料も同175ウォンと設定された。

成果主義の導入に関しては、これまで「社会的にタダが多く、平均主義をやってみると・・・勤労者の労力的熱誠を貶めるようになった」ことから「働いたぶんだけ、稼いたぶんだけ、生活費を厳格に計算して与える」ことを目指すことになった。

食糧価格引き上げに関しては、給料のなかで食糧の値段が占める割合がわずか3.5%にすぎないと公式の面を強調しながら、一方で「最近数年間、国家が食糧をまともに供給できなくなるや、多くの人々がすでに持っていた職業まで捨てて、商売などをしながら自分個人の利を埋め合わせることに走った」⁵⁾と実態面での問題点も認識しつつ、給料と物価の改定を行わなければならない理由を述べている。今回北朝鮮で行われたのは、あくまで価格の改定であり、企業や農家が価格を設定できる価格の自由化ではない。

また8月1日からウォンの対米ドル交換レートは1ドル=2.15ウォンから150ウォンに切り下げ、外貨兌換券を廃止した。ただし7月以前の段階であっても闇市場では1ドル=200ウォン程度で取引されていたとの報道もあり⁶⁾、切下げ幅は不十分だった。

2 改革の前提条件および手順

北朝鮮はなぜこの時期に「措置」を行つたのか。いうまでもなく経済状態が非常に悪化していたからである。

北朝鮮は90年代になってから、外部要因としながらも、経済の悪化を率直に認めざるを得なくなつてゐた。しかし高度成長が続いていると公表されていた90年代以前より北朝鮮の経済は悪化していたのである。北朝鮮の経済建設は建国直後から中ソの援助に依存しており、中ソ、就くソ連から

の援助が減少すると、長期計画を達成することができなくなるということが、60年代からすでに起つてゐた。また無理な繰上げ達成運動など経済性を無視することが行われていたことも経済を悪化させていた⁷⁾。それでもかうじて経済活動はなされていたが、ソ連の崩壊や90年代半ばの自然災害により、経済の悪化を北朝鮮自ら認めざるを得ないほどになつてゐた。

98年には憲法が修正されて、非公有経済に対する規制の緩和が決められたものの、99年の「国民経済計画法」は、非公有経済の混乱によって、麻痺してしまつた計画部門の経済を正常に戻すことを目指すなど、経済運営には混乱がみられていた。

また前提条件として問題になるのは、果たして現在の金正日体制が、金日成体制の延長上にあるのか、金正日が独自の体制を築いているのか、ということである。もし金正日体制が金日成体制の延長であるなら、前体制を否定するような「措置」は行えず、小手先の変更にとどまることにならう。金日成時代にも経済運営は金正日が担当していたと伝えられている。また軍事優先路線などは金日成時代とあまり変化がないようにも見受けられる。金正日体制の下でも、金日成は敬意を示す対象のままであり、金正日体制は金日成体制の延長にあると見た方がよいであろう。

中国の場合は文化大革命の終了、4人組の逮捕、鄧小平の復活を受けて、文革時代の否定から「改革・開放」政策は始まつたのである。10年にわたる政治闘争に倦み疲れた人々にとって、経済的に豊かになれるという改革は大いに支持されることになった。

また改革を行う際には、市場経済であろうが、社会主義経済であろうが、改革の順序(sequence)が、改革を成功させ得るか否かの大きな鍵となっている。もちろん初期条件によつても、国や経済体制によつても「順序」は各々異なるものとならう。改革の順序についていえば、中国ではまず農業部門から始まつた。当時全人口の8割が農村にいたことから、農村での改革にまず着手されることになったのであるが、農業での改革が成功したことによって、食糧生産が大幅に増加し、食べ物が豊富になったことから、人々が膚で感じられる豊かな生活が「改革」によってもたらされたのであ

った。さらに個人や家庭による農村での請負制はインセンティブ・システムの効果を最大限発揮しやすかった。

ところが北朝鮮ではまず価格改革から始まった。ところが実際の生産を回復させる手立てがとられていなかった。確かに賃金はあげられ、食糧の買上げ価格も引き上げられたが、原材料やエネルギーもなく、化学肥料などもない状況のなかで、工業にしても農業にしても生産を回復させることは困難だった。食糧の配給制度に関しては手をつけることができないほど、農業生産が悪化していく。また軍事工業優先路線が続けられ、消費財生産は回復の兆しすらない。北朝鮮の人々にとってみれば、おそらく「豊か」になる実感がないままに、価格だけがつりあがるという生活感覚であろう。農業でも、工業でも生産の回復が図られないまま価格改定が行われたことから、ハイパー・インフレを招くだけにおわった。生産そのものの回復を図らないまま価格改革を行うなど「順序」を無視した改革が行われている。

3 価格改革

社会主義国では価格統制が行われていることから、目に見える形でのインフレは起こらない場合が多い。しかしモノ不足の状態では当然のことながら「隠れたインフレ」が存在する。またモノ不足のなかでも需要があれば非合法の売買も起りがちである。従って地下経済を生み出す温床となる場合が多い。また価格を抑制するために政府が財政補填を行うため、往々にして財政悪化ももたらした。

中国では50年代以降小幅な価格改定しか行われず、50年代以降小売物価指数が大きく上がったのは、大躍進政策が失敗した後の61年の16.2%だけであり、63年から72年までは（68年を除いて）マイナスであった⁸⁾。それ以降も改革開放政策が開始されるまで、物価上昇の範囲は小数点以下にすぎなかった。歪な価格体系が続いたことから、80年代半ばに価格改革を迫られるようになった。さらに改革直後、農産物の大幅な価格引上げによって、穀物などの増産をもたらしたが、価格インセンティブが予想外に働き、大増産になったことから、財政負担が増加した。食糧という生活にお

いて基本的な物資さえも市場で売られるようになったが、このことは価格統制が一部緩和されることを意味していた。また農産物の買い上げ価格が引上げられた結果、逆ぎやが生じ、財政補助金が増加したことも価格改革を迫られる要因となった。

また84年から工業部門の改革が本格化したが、価格体系が歪であったことから、農業のように劇的な効果をもたらすことはできなかった。利潤上納制を止め、所得税を課していく（利改税）ためには、価格改革は避けて通れない問題となった。とくに問題であったのは①商品間の価格比が不合理で、原材料やエネルギーの価格が低すぎたこと、②品質差が価格に反映されていないこと、③第三次産業の料金が安すぎたこと⁹⁾、であった。指令性物資を逐次少なくする、あるいは工業製品に関しては、請負量以上に生産された产品に関して、上下20%の制限はあるものの、自由に価格をつけるという方法などを通じて価格は改定されていった¹⁰⁾。しかしその過程で87、88年には二桁の物価上昇を記録した。物価があがる、二重価格になる、あるいは品薄状態になるという過程で、官僚ブローカーが出現し、それらの不満も六・四事件（天安門事件）を起こす要因のひとつとなった。

このため価格改革は一旦中断するが、90年代以降順次進められ、92年以降、金融政策の失敗とも相俟って、インフレが昂進することになったが（消費者物価は93年14.7%、94年24.1%上昇）、93年半ば以降逐次公定歩合を引上げ、また不正融資の回収を図るなどして、ようやく96年に8.3%¹¹⁾と一桁にまで引き下げることに成功した。しかしその後も金融引締め政策が続いたことから、98年以降デフレ傾向が続くことになった。

中国の場合、価格改革は副作用はあったものの、農業においても工業においても、生産量を増やすことに一定の役割を果たした。しかし北朝鮮の場合は、価格を引き上げても生産量を増やす役割は果たせなかった。

4 農業部門の改革

中国での農業部門の改革は、それまでの人民公社における集団農業から、各農家が生産を請け負う形態で始まった。この方式は77年より四川省や

安徽省で始められたものであり、瞬く間に全国に拡大した。さらにそれまで農産物価格は安く買上げられていたが、農民のやる気を刺激するために買上価格も引上げられた。価格引上げはたとえば穀物では平均20%引上げられ、さらに計画超過買付分については（20%のうえに）さらに50%上乗せられた（販売価格については急激な引上げを避けるため、国家が財政補助を行うことになり、財政支出が増加した。なお83年時点のコメ、小麦など食糧6種類の100斤（50キロ）あたりの平均買付価格が23.57元に対し、販売価格は14.43元であった¹²⁾。集団農業から個人（あるいは家庭単位）による農作業への回帰は価格政策と相俟って、ひろく農民に支持され、82年には人民公社は総て解体された。また文革中に3億トン前後にとどまっていた食糧生産量は、84年には4億トンを突破した。このように請負制の導入および買付価格の引上げの効果は大きかったが、政府にとっては逆ざやの負担が大きくなつたこと、および食糧生産が急速に拡大したことから、85年からは食糧も自由市場で販売されるようになった（ただし超過買付け分の恩恵がなくなり、農民にとっては不利な価格体系になったことから、その後数年食糧生産は「徘徊」する（すなわち生産が伸び悩む状態）ことになった）。なお請負期間は当初3年であったが、期間が短いと収奪農業になりがちであることから、84年には15年に延長され、さらに93年には30年にまで延長された。

北朝鮮の食糧生産は、90年代の大洪水によって壊滅的な被害を受けたが、それ以前70年代からすでに「一日二食」運動をしなくてはならないほど食糧事情は悪化していた。無理な密植のために地力が低下したこと、「全国土の棚田化」により樹木が伐採されたために土地の保水力がなくなったこと、エネルギー不足から農業機械を動かすことができない、あるいは新たに生産することもできない状況になった。さらに工場の稼働率が低下するにつれて、化学肥料の生産もできず適切な施肥ができないという状況も生じた。なお70年代に農業生産を回復させるために試みられた干拓も、結局塩害がひどく生産増には結びつかなかった。

このような状況を打破すべく、北朝鮮でも80年代末に、中国の農家請負制に類似した「家庭農場」

が試みられたが、うまくいかず、現在生産単位を小さくする試みが行われている。96年に「合作農場分組管理制運営改善措置」が公布され、97年より実施されることになった。しかしこれは全国的には普及せず、結局中国的な請負制は北朝鮮では根付かなかつた¹³⁾。

北朝鮮の場合は、気候条件も悪く、優良種子や化学肥料、農業機械もなく、物的インセンティブすら与えられないような状況であり、生産単位を大きくしても小さくしても「改革の成果」を出すことは難しく、生産体制改革以前の問題が大きくなつたことはだかっている。

5 工業部門

中国において、改革開放前の78年には工業総生産額に占める国有企业（当時の呼び方は全民所有制企業）の割合は77.6%であり、工業部門の改革とは国有企业の改革に他ならなかつた¹⁴⁾。

中国では前述のように価格体系に歪みがあり、企業努力が業績に結びつかない場合が多かつた。たとえば石炭採掘業では掘れば掘るほど赤字であった。さらに社会主義国のなかで失業がないという前提のもと、労働力の受け皿として国有企业が余剰な人員を抱えていたこと、さらに赤字がでても国家が補填してくれるという「親方日の丸」的な体質のなかで、国有企业の経営効率はきわめて悪かつた。企業は利潤を国家に上納し、必要な資金は国家が供与するという利潤上納制度は、85年に所得税を納める制度に変更され、それに伴つて必要な資金は銀行融資でまかなくていくことになった。しかし当時は銀行も行政部門にいわれるままに融資する（即ち企業の業績を審査して融資を決定するという能力もない）「金庫番」であったこと、また企業の側も「返済」しなくてはならないという意思がなかつたことから、今まで続いている不良債権を累積させることになつた。余剰人員対策としては、80年代半ばから、それまでの終身雇用から「契約制」がとりいれられ、失業が公認される一方、社会的セーフティー・ネットワークの一環として、養老保険（年金）、失業保険、疾病保険などが導入されてきた。しかし古くからの工業基地である東北地方などでは、労働者の高齢化が進み、離退職者の人数も多いため、養

老保険の積立金が31.5%に達する¹⁵⁾など、ただでさえ苦しい企業経営を圧迫している状況である。

国有企業改革を進め、効率の向上を図ろうとすれば、余剰人員を吐き出さざるを得ず、その結果失業者が大量に生まれ、社会的な不稳定性を増すことになる。実際最近では東北地方で、職を求めての示威運動が多発している。国有企業改革が進展し、株式上場企業や民営化企業などが増加すれば、余剰人員を雇用し続けることが難しくなるために、失業者が増加するというジレンマに中国は陥っている。しかしWTOに加盟し「大競争」の時代に入った中国は国有企業改革を待ったなしで行わなければならなかった。

なお中国では国有企業改革は期待通りには進展していないものの、改革開放以降、新たに附加された領域である郷鎮企業や外資系企業が、工業生産で重要な役割を担い、工業生産そのものは順調に増加していった（工業総生産額は78年の4237億元から02年には11兆776億元（いずれも名目値）に増加）。しかし新たな領域が付け加わったことから、98年には工業全体に占める国有企業の割合は3割を切ってしまった¹⁶⁾。郷鎮企業は定義的には「私有」ではなく「公有企業」ということになっている。ムラなどの末端行政組織あるいは農民が共同で出資して設立し、共同所有している企業だからである（85年からは農民の個人所有の企業も郷鎮企業に含まれるようになった）。実質的に一部の人に私有化されているという別の問題があるのも確かであるが、とくに公的な部門からの資金援助を受けておらず、従って各企業は己の才覚によって経営しなくてはならず、そのため郷鎮企業では創業も多いかわりに、倒産や閉鎖も多くなっている。その意味では、企業経営は限りなく民営企業に近いものになっている。また郷鎮企業の多くは資金力が少なかったことから、計画経済の時代にはおそらく消費財を生産する企業であったり、あるいはサービス業を担う小型企業が多かったことも、人々の生活の質を豊かにすること役立った。

工業部門においては北朝鮮は民営化とは逆行する動きを見せている。鈴木（p. 31）によれば99年末から北朝鮮の代表的な大規模工場・企業所につけられていた「連合企業所」「総合企業所」「総

合企業」の呼称が「工場」や「製鉄所」などに改称され始め、また内閣直属の「総局」の名称が「管理局」に改称される動きも始まった。鈴木は「『連合企業所』を単なる『企業』に降格した意図は、企業コンプレックスの独立王国化を戒めて自主権を制限し、中央管理をしやすくするところにあるのではないだろうか」と指摘している。

北朝鮮では主要連合企業を解散させて中央の管轄を強化しながら、非公有部門経済の拡散を黙認するなど混乱した動きがみられる（工業部門のみでなく、対外経済部門においても、正式文書では対外経済への依存度を低くするようにという一方、主要部門に対し、国際経済組織と接触し、経済援助の拡大を要請するようにとの要求がなされるなど、経済の各分野が混乱状態にある）¹⁷⁾。

さらに北朝鮮の工業部門の改革を阻んでいるのは、「自主権が認められない」とか「物的インセンティブを与えることを認めていない」という段階の問題ではない。軍事工業に資金、原材料、エネルギーが優先的に配分されるような状態では、民生部門の発展が著しく阻害されることはいうまでもない。また軍事予算は、公表された数字だけでも財政の10～15%に達しており、他の部門に含まれている（重化学工業などに含まれる予算の一部は軍事に回されていると思われる）軍事予算を含めると30%前後に達しているといわれている。軍事に向けられる予算が膨大であることが、軍事以外の工業や農業などの他の部門の経済を圧迫していることは容易に想像できることから、北朝鮮経済の歪さが浮き彫りになっている。

6 対外経済関係～開放政策

中国が79年に発表した合弁法は15条と非常に簡単であったことから、交渉の途中でしばしば内部規定を楯に合弁相手から条件の変更が求められたり、許認可が得られなかったという事態が生じたことがあった。さらに当時の中国の合弁法では合弁期間が15年と設定されていた。

このため中国でも79年に合弁法が発表になった直後は、当時の社会主義制度に資本主義の制度が本当に受け入れられるのかとの心配があり、中国の期待とは裏腹に外資導入はあまり進まなかつた。ようやく外資導入が本格化したのは、84年に

外資導入の細則が発表され、85年にプラザ合意があった後であった。

しかし85年以前に西側の資本が中国進出を躊躇している時代であっても、香港や東南アジアの華僑・華人資本が中国へ投資し、そのことによって、中国が西側商習慣を学習する機会を得ることができたのであった。80年代前半には中国の直接投資契約の8割前後を香港が占めていた。また香港や華僑・華人資本の中には東南アジア諸国の経済の主翼を担うほど、豊かな資金力を誇る企業もあり、実質的な面でも中国経済の発展に役立っていた。また中国と地縁・血縁関係がある香港や華僑・華人企業もあり、西側資本がそれら企業と組んで中国に投資をすると比較的スムーズに交渉が進む場合もあった。香港や華僑・華人資本は直接的、間接的に中国への投資環境を整備してきたことになる。

直接投資の導入に関する法律を、北朝鮮は84年に発表している。プラザ合意の1年前であり、タイミングとしては絶好の時であったにもかかわらず、外資が北朝鮮経済に大きな影響を与えるという事態は生じなかった。また北朝鮮も海外僑胞の投資を奨励しているが、資本力・ネットワーク力とも華僑・華人企業には及ばない。

北朝鮮も中国も外資導入政策が発表された当初は輸出義務が課せられ、外貨獲得が主眼であった。つまり自国内の労働力を使った委託加工型の外資導入が主であった。しかし中国では所得水準が向上し、また外貨調節センターで外貨を調達する道が確保されるに従って、次第に国内市場をターゲットとした直接投資が行われるようになった。この動向は中国のWTO加盟後一層加速するものと思われる。流通や金融といったサービス産業への開放も本格化するからである。「13億の市場」はバラ色の幻にすぎないが、13億の人口の5%でも購買してくれるのであれば、欧州の一ヶ国の人団に相当する程の大きな市場となる。

この点、北朝鮮は国内市場があまり大きくないことから、依然として委託加工型が主流にならざるを得ないであろう。とくに北朝鮮は人口の規模が小さいのみならず、一般の人々の可処分所得の低さから、現状では国内市場をターゲットとすることは無理である。

また日欧米資本の目が中国に注がれる状況があるためか、北朝鮮への投資では、日本の在日朝鮮系企業や韓国の財閥を含む企業の投資が多かつた。しかしアジア経済危機以降、韓国の一財閥が経営危機に陥り、北朝鮮への投資を手控えたり、投資事業そのものがうまくいっていない場合もある。現代峨山が行っていた金剛山観光事業では、観光客数の伸び悩みと現代側の経営悪化によって、北朝鮮への支払額を減額することになった。

北朝鮮の外資導入体制と、中国の外資導入体制が最も異なるところは、政策そのものよりも、外資受け入れに対する姿勢の違いであろう。鄧小平は「窓を開けたならば、新鮮な空気とともにハエが入ってくるかもしれないが、それでもかまわない」と言ったと伝えられたが、それほど中国は新鮮な空気（外資）が入ってくるのを歓迎していたわけである。それに対し北朝鮮は一匹のハエさえも入ってくるのを恐れているようである。情報統制を厳しく行っている北朝鮮では一匹のハエ（西側の情報）に対する免疫力もないのかもしれない。

さらに中国では経済改革と対外開放政策が同時並行的に行われたことで、大きな成果をあげることができた。もし対外開放なしに経済改革が行われていたならば、中国はしばしば発展途上国が陥る「資本不足」の状態になっていたであろう。また経済改革がなかったならば、雇用や原材料調達の自由、貿易権の獲得、価格設定の自由などを獲得することはもちろんのこと、中国という国内市場に外資側はアクセスすることができなかつたであろうことから、外資側にとって中国の魅力は半減していたろう。

対外貿易についていえば、改革前は中朝とも国家が一元的に行ってきた。中国では開放政策直後は一般の地域は自ら稼いだ外貨の25~30%を留保する権利が与えられた。ただし広東省や福建省などは100%留保する権利を得ていたし、また計画外に生産された財の輸出では一般の地域でも70~75%を留保することができた。さらに大型企業にも貿易の権限を与えていった。しかしその過程でより多くの外貨を稼ごうとして値引き競争をして安値で輸出したり、いくつかの省で同じようなプラントを重複して輸入するというような弊害も生

じた。このため80年には輸出許可証制度がとられるようになった。また当時は人民元レートが高めに設定されていた（公定レート1ドル=1.5元）ために、輸出業者に不利となったことから、81年からは1ドル=2.8元の貿易外貨内部決済レートが設定された。しかしこれが輸出補助金にあたるとの批判がでたことから、84年末には一本化が図られ、公定レートが2.8元に引き下げされることになった。なおこの後も中国は貿易赤字が拡大すると為替の切り下げを行っている。また80年からは外貨の裏付けのある外貨兌換券と人民元の2種類の通貨が発行されることになった。本来この2種の通貨は同価値であるはずであったが、次第に乖離幅が大きくなり、経済活動に支障をきたすことになったこと、またWTO加盟もにらんで、93年末に外貨兌換券は廃止され、人民元レートに統一されることになった。

モノの輸出では世界の第4位（2003年）になっている中国に対し、北朝鮮は貿易相手国すらかなり限られた範囲にとどまっている。北朝鮮の場合、ミサイル問題等が噴出する以前から西側諸国との貿易は極端に少なかった。建国直後以降では、旧社会主义圏、とりわけ中ソとの貿易がほとんどであった。しかしその北朝鮮が70年代初めに西側諸国からプラントを導入した。しかし折悪しく石油ショックの時期と重なったことから、プラント代金は高騰、反対に北朝鮮の外貨獲得源である非鉄金属の価格は暴落し、北朝鮮はプラント代金を払うことができなかつた。日本をはじめ、西欧の銀行団との債務繰り延べ交渉もなされたが、結局支払いの約束は守られなかつた。このため日本企業のなかで80年代になって貿易保険を受け取る企業が相次ぎ、それ以降北朝鮮との貿易で日本の業者は貿易保険をかけられなくなってしまった。このような状況では、一般的の企業は日朝貿易に参入したがらなくなっている。

もともと北朝鮮は市場としても狭く、輸出市場としての魅力も乏しかったことから、西側との貿易も単発で増加することはあっても、傾向的には少ないままである。

米国も北朝鮮に対する「テロ支援国家」の指定をはずしておらず、戦略物資、ハイテク物資が輸出されるのを警戒し、輸出には財務省の許可を必

要としている。実際に米国から輸出されるのは人道的支援物資のみである。

北朝鮮では84年に輸出拡大のために貿易港を増加させ、また国境貿易も行われるようになった。88年対外経済委員会が設立され、同委員会の下に貿易部と、新設された合営工業部が所属することになり、あわせて地方の対外貿易権限も拡大された。

90年代になってソ連・東欧、中国の変化に伴って、北朝鮮と社会主义国との貿易もそれまでのバーチャル貿易からハードカレンシーによる決算を行わざるを得なくなってしまった。さらに北朝鮮の貿易の第一位の相手国であったソ連との貿易も、ソ連の崩壊とともに、10分の1に縮小してしまった。北朝鮮の貿易相手国は社会主义圏から東北・東南アジアに変わらざるを得なくなっていた。92年に北朝鮮は「貿易第一主義（あわせて農業第一主義、軽工業第一主義）」を提唱し、また加工貿易や、中継貿易の利用などを呼びかけた。また政務院直属の貿易商社のほかに、社会安全部、保健部、国家保衛部、人民武力部なども貿易商社を設立させたことから、全国貿易公司の数は80年代の39社から90年代には100余社に増加、さらに各道・市行政委員会、人民委員会も自分自身の貿易商社を設立した¹⁸⁾。

地方への貿易権限の委譲や貿易権の多元化ということに関しては、北朝鮮も中国と同じ道を進んでいるようにみえるが、北朝鮮の場合致命的なことは、輸出できる产品が十分には生産されていないことである。そのような状況下で、貿易商社が多くなることは外に対しては輸出する機会は増えるかもしれないが、少ない商品の取り合いが起こり、あるいは地域エゴイズムが起こることが予想され、また国家として外貨収入をきちんと管理できない可能性も高い。

国内経済が低調であることから、輸出产品を生産することができないこと、さらに相手国の制約もあることから、北朝鮮にとって対外貿易の問題は、貿易体制改革以前の問題である。

7 北朝鮮改革の行方

北朝鮮は今後さらに改革を進展させようとしているのであろうか。現状ではきわめて中途半端

なものに過ぎず、経済の回復どころか、さらなる悪化を招いている。闇市場を閉鎖し、国営商店での販売体制に戻すことを試みたのであるが、国営市場で販売するモノがなければ、少ししかないモノはさらに深い闇の市場にもぐることになり、一般の人々の生活はさらに苦しいものになっていくであろう。このため一旦閉鎖された闇市場も2003年には「総合市場」として復活させざるを得なかった。03年の国家歳入は増加しており、「措置」の効果があったようにもみえるが、これは「人民生活公債」を発行したためであり、実態経済がよくなつたからではない。

また価格引上げにあわせて給料を大幅に引上げたとされるが、それは人々を勤務時間通り職場に拘束することを意味しており、これまで副業によってかろうじて生活を支えていた状況がなりたくなっていることを意味している¹⁹⁾。価格を上げても「工場に電気が来るのは週4日だけ、それも1日2時間」²⁰⁾という電力・資材不足はそのままなのである。北朝鮮で現在何よりも必要なのは、モノの生産、就く食糧生産の回復である。

モノの生産の回復を図る措置をとらずに、価格改革を行うという順序を無視した改革を行ったことによって、北朝鮮ではハイパー・インフレが起つた。またその過程で、何らかの形で外貨にアクセスできる者や、中国に親戚がいるなどして、中国との間で貿易（密貿易を含む）ができる者は、貿易によって入手したモノを「総合市場」で売ることもできるようになった。このように何らかの「機会」がある人とそうでない人の所得格差が増していったことと思われる。

経済回復のためにはどうすべきか。もちろん日朝の国交が樹立し、日本からの経済協力が行われる状況になったならば、インフラの建設などが行われ、経済発展の歩みは変わってこよう。ただしたとえば発電所建設を援助しても、電力消費地までの送電線も老朽化しており、送電線までも設置し直さなくては意味をなさないことになる。

改革の実をあげるためには、モノの生産を増やすことが肝要であろう。北朝鮮の現状で人々が豊かさを実感できるのは、何より食糧が増加することであろう。そのため北朝鮮ではまず食糧生産を増加させるための傾斜生産を行わなくてはならな

いだろう。中国で1960年代、大躍進政策の失敗の後「調整政策」がとられ、食糧生産の回復が図られたが、北朝鮮でも同じような政策が必要ではないか。

中国では急ぎすぎた社会主義化政策である大躍進政策の結果、1500万人もの餓死者がでた。このとき劉少奇と鄧小平によって執られて政策が「調整政策」である。まず人々の「食」の問題を解決するために「三自一包」、すなわち自留地や自由市場、および損益自己負担（自负盈虧）と請負生産（包産到戸）を認めるという政策がとられた。また工業生産においても農業を支援するための工業の発展、すなわち化学肥料や農業機械の生産の回復を優先的に図つたのであった。

北朝鮮でも「食」を確保する政策がまず必要である。自留地を増加させる、あるいは請負制にすることによって、農家の裁量権を増やすとともに、現状では貴重な外貨を使って、優良種子を輸入しなければならないかもしれない。また工業でも化学肥料や農薬の増産を何よりも先行させることによって、農業生産を回復させることが必要である。北朝鮮は寒冷地であり、耕作地も少ないが、天候に応じて種を蒔き、施肥し、水遣りをするといった科学的・合理的に管理を行えば、農業生産は回復できるはずである。

たとえば北朝鮮の北隣の吉林省の収量はトウモロコシで5970kg/ha、コメで5554.7kg/haである。北朝鮮の耕作地は、畑140.7万ヘクタール、水田58.5万ヘクタールあり、もし北朝鮮で吉林省並の収量が得られれば、トウモロコシ840万トン、コメ325万トンが収穫されることになる。

当然無理な密植運動などで、地力は衰えていると思われるので、吉林省並の収量は得られないであろうが、密植をせず、水管理や施肥を合理的に行えば、たとえ吉林省の半分の収量であっても、合計582.5万トンの収穫が得られることになる。

ある程度農業が回復したのなら、もともと「南農北工」といわれたように、北朝鮮には鉱産物資源もあることから、石灰や無煙炭などの採掘を行い、エネルギー生産の増加を急ぎ、確実に民生用と輸出用にまわす必要がある。それとともに、農産物を原料とした軽工業も興し、さらに労働集約産業であり、設備投資が少なくてすむ、縫製業の

ような輸出産業を興す必要がある。

さらに本来ならば、同時に資本不足を補うために外資の導入が必要である。ただし情報の浸透という副作用は、現状の北朝鮮にはきつすぎるかもしれないし、政情が不安定なままでは外資側の積極性を期待するのも難しい。しかし資本不足を補う妙案は外資導入しかないだろう。

ともかく現在のように手順を無視した改革は、ハイパー・シフレを招き、その過程で所得格差の拡大を招くだけであることから、実際のモノの生産の回復を図ることが必要である。

(富山大学極東地域研究センター)

注

- 1) 「北朝鮮政策動向」 Vol. 10 (2002年8月31日), pp. 4-6。より詳細な内容紹介は「強盛大国建設の要求に合わせ社会主義経済の管理を改善強化することについて」(金正日)『世界』2004年11月, pp. 238-249。
- 2) 姜日天によると北朝鮮における実利とは、「社会主義から逸脱しない範囲内でなるべく多くの実利を獲得するという消極的な意味合いではなく、社会主義計画経済こそ実利獲得に不可欠の大前提であり、だからこそ社会主義の原則を堅持するという強い意志が表明されている」という(「朝鮮民主主義人民共和国における経済管理改善措置の解釈について」『同胞経済研究』2002年冬第7号)。
- 3) <http://www.bekkoame.ne.jp/ro/renk/kaidai.htm> (「価格と生活費を全般的に改定する国家的措置をよく知り、強盛大国建設を力強く早めよう」と題する講演で、2002年7月に金正日によって指摘されたとされている。)
- 4) 改定された価格や賃金および為替レートについては、注3のほかに、『朝日新聞』2002年8月16日, ラヂオプレス「北朝鮮の現況 2004」p. 324など。ただしラヂオプレスでは、コメの販売価格は44ウォンとされている。また『朝日新聞』の記事は8月15日付けの中国『環球時報』によっている。
- 5) 注1に同じ。
- 6) 『朝日新聞』2002年8月16日。
- 7) 北朝鮮は建国直後から中ソ、就くソ連の援助に依存した国家建設を行ってきた。そのため中ソ論争のあおりを受けてソ連の援助が減少した60年代から国家建設は齟齬をきたすようになった。林 (p. 41) によれば、ソ連の北朝鮮への年平均援助額は51年から60年までは8180万ドルであったが、61~70年には4245万ドルに減少している。一方 Yuri I. Ognev (1983, p. 355) によれば、ソ連

の援助が減少し、北朝鮮が西側からプラントを導入した後の82年の時点を以て、北朝鮮の経済に締めるソ連の援助の割合は、エネルギー加工で68%, 原油で50%, 鉄鋼で33%などとなっている。ソ連の援助が北朝鮮に経済に与える影響が大きいことがわかり、援助が減少したことによって、60年代以降、北朝鮮経済の成長は困難になってしまった。また62年からは四大軍事路線が採択され、全国土の要塞化の掛け声のもと、軍事施設が地下に移転・建設されたことによって膨大な資金が費やされ、また全人民の武装化によって、頻繁に軍事訓練がなされたことから、労働力が不足し、生産活動に支障をきたした。このため、7ヵ年計画(1961~67年)は3ヵ年の延長を余儀なくされている。このほか千里馬運動などの精神主義的な運動の展開など、60年代には北朝鮮の経済はすでに悪化していたのである。

- 8) 『統計資料汇編 新中国五十年』p. 21.
- 9) 石原享一「価格改革」(小島麗逸編(1988年)所収)、p. 165.
- 10) 84年の「国営工業企業の自主権を一段と拡大することに関する暫定規定」にて上下20%の幅で価格を自由に設定することが認められた。
- 11) 注8に同じ。
- 12) 『岩波現代中国事典』p. 543.
- 13) 林(2000)、p. 131.
- 14) 注8、p. 36.
- 15) 『中国信息報』2001年11月22日、同記事によると掛け金が最も低いのは広東省の珠海市で、15%である。
- 16) 注14に同じ。2002年の数字は『中国統計年鑑 2003』p. 459.
- 17) 張宝仁、王新剛「浅析近來朝鮮經濟發展理論与政策出現的新變化及其趨勢」『東北亞論壇』2004年3期、p. 51.
- 18) 林(2000)、pp. 253-254.
- 19) 『朝日新聞』2004年7月1日。
- 20) 『読売新聞』2003年8月23日。

参考文献

- 今村弘子 (2000) 『中国から見た北朝鮮経済事情』朝日新聞社。
 小島麗逸編 (1988) 『中国の経済改革』勁草書房。
 鈴木典幸「1999年の国内経済」『北朝鮮の経済と貿易の展望』日本貿易振興会。
 梁文秀 (2000) 『北朝鮮経済論』信山社。
 林今淑 (2000) 『朝鮮経済』吉林省人民出版社。
 Ognev, Yuri I. (1983) "Contemporary Soviet-Korea Relations", Ilpyong J. Kim ed., Korean Challenges and American Policy, Paragon House, pp.349-360.